

佐藤 ひろお

◆関連年表

5 建安十三年 荊州牧の劉表が卒し、魯肅が弔問に訪れる。劉備と同盟を結び、曹操を赤壁で破る

劉備が、南部四郡（武陵・長沙・零陵・桂陽）を平定。周瑜が、曹仁と江陵を争う。

建安十四年 曹仁が江陵から撤退し、周瑜が南郡太守として屯す。孫權が劉備を公安に屯せしむ。

建安十五年 劉備が京を訪れ、孫權に領土を交渉。周瑜が卒し、魯肅が兵を継ぎ、程普が南郡太守に。

建安十六年 法正・張松に誘われ、劉備が益州に入り、張魯を防ぐ。

10 建安十八年 曹操が濡須で孫權を攻める。劉備は孫權からの救援要請を受け、劉璋に増兵を要求。

建安十九年 劉備が雒城を陥落させ、諸葛亮・張飛・趙雲を荊州から召し、成都を得る。

建安二十年 益州を得た劉備に、孫權が荊州を要求するが決裂。呂蒙が、長沙・零陵・桂陽を攻略。

關羽と魯肅が單刀會。曹操の漢中進攻により、湘水にて領土を区切ることで妥結。

建安二十二年 孫權が都尉の徐詳を派遣し、曹操に降る。魯肅が卒して、呂蒙が漢昌太守となる。

15

◆『建康實錄』卷一

十九年夏五月、權又皖城を征し、之を取り、太守の朱光を獲らふ。魏軍盡く退き、克ちて江表

を寧やんず。而して揚州の統ぶる所の丹楊・吳興・新都・東陽・臨海・建安・豫章・鄱陽・臨川・安城

・廬陵・南郡ら一十四郡二、合せて一百四十八縣なり。是の歲、劉備蜀に入りて益州を定め、關羽を

20 して襄陽一に鎮せしむ。二十年、權諸葛瑾四をして往きて備に詣り三、荊州を求めしむるも、備与へず。

權之を征して、南のかた三郡の守を置き、呂蒙をして討ちて其の民を定めしむ。蜀將の關羽盡く逐

ひて之を出す。權大いに怒り、自ら上りて陸口に鎮し、漢昌太守の魯肅をして南のかた討たしむ。

時に曹操も又漢中に入る。備操の逼るを懼れ、遂に使を遣はして与に和せんことを求む。乃ち荊州

を分けて長沙・江夏・桂陽の四郡もて吳に屬せしむ。

25

一、孫權の支配地域

◆『三國志』吳主傳 建安五年

是時、惟だ會稽・吳郡・丹楊・豫章・廬陵のみ有り。……十三年、……歙を分けて始新と爲し、新

30 定・犁陽・休陽縣とともに六縣を以て新都郡と爲す。……十五年、豫章を分けて鄱陽郡と爲す。長沙

を分けて漢昌郡と爲し、魯肅を以て太守と爲し、陸口に屯せしむ。

↓會稽・吳郡は、『建康實錄』に記載がなく、新都・鄱陽は、当該年までに孫權が設置

◆『晉書』卷十五 地理志下

35 後漢の順帝 會稽を分けて吳郡を立て、揚州 會稽・丹楊・吳・豫章・九江・廬江の六郡を統べ、六

安を省きて廬江郡に并はず。獻帝の興平中、孫策 豫章を分けて廬陵郡を立て。孫權 又豫章を分け

て鄱陽郡を立て、丹楊を分けて新都郡を立て。孫亮 又豫章を分けて臨川郡を立て、會稽を分けて臨

海郡を立つ。孫休 又會稽を分けて建安郡を立て。孫皓 會稽を分けて東陽郡を立て。吳を分けて吳

興郡を立て、豫章・廬陵・長沙を分けて安成郡を立て。廬陵を分けて廬陵南部都尉を立て。

40 ↓吳興・東陽・臨海・建安・臨川・安城は、当該年に未設置、南郡は？

二、關羽の居城

◆『三國志』卷三十六 關羽傳

45 先主 江南の諸郡を收め、乃ち元勳を封拜す。羽を以て襄陽太守・盪寇將軍と爲し、江北に駐む。

先主 西のかた益州を定むるや、羽を董督荊州事に拜す。

↓關羽は、襄陽太守？（『三國志集解』に注釈なし）

魯肅傳 注引『江表傳』に載せる、周瑜から孫權への文書（建安十五年）に、「巴蜀を定めんこ

とを規りほか、次に襄陽を取り、威靈に憑賴せば、在握するが若しと謂へり」とあり、襄陽は曹操の

50 領土と判明する

◆『晉書』卷十五 地理志下

後漢の獻帝の建安十三年、魏武 盡く荊州の地を得るや、南郡以北を分けて襄陽郡を立て、又南陽

の西界を分けて南郷郡を立て、枝江以西を分けて臨江郡を立て。赤壁に敗るるに及び、南郡以南吳

55 に屬し、吳は後に遂に蜀と荊州を分く。是に於いて南郡・零陵・武陵以西蜀と爲り、江夏・桂陽・

長沙の三郡 吳と爲る。南陽・襄陽・南郷の三郡 魏と爲る。而して荊州の名、南北に雙立す。蜀南

郡を分けて宜都郡を立て。劉備の没後、宜都・武陵・零陵・南郡の四郡の地 悉く復た吳に屬す。

↓襄陽郡を立てたのは曹操で、劉備の支配領域ではない

60 ◆『三國志』卷五十四 魯肅傳

周瑜 病むや、因りて上疏して曰く、「當今の天下、方に事役有り。是れ瑜乃ち心 夙夜に憂ふ所

なり。願はくは至尊、先に未然に慮らば、然る後に康樂たり。今既に、曹操と敵と爲る。劉備 近く

公安に在り、邊境 密邇じなるとも、百姓 未だ附かず。宜しく良將を得て以て之を鎮撫すべし。魯肅、智略 任すに足る。以て瑜に代へんことを乞ふ。瑜 隕踏いんたつの日にありて、懐く所 盡せり」と。即ち肅を奮武校尉に拜し、瑜に代はりて兵を領せしむ。瑜の士衆四千餘人、奉邑四縣（一）、皆屬す。程普をして南郡太守を領せしむ。肅、初め江陵に住まり、後に下りて陸口に屯す（二）。威恩 大に行ひ、衆 萬餘人を増し、漢昌太守（三）・偏將軍を拜す。十九年、權に従いて皖城を破り、横江將軍に轉ず（四）。

70 『三國志集解』

〔一〕即ち、下雋・漢昌・劉陽・州陵の四縣なり（一）。

〔二〕陸口は孫權傳 建安十五年に見ゆ。顧祖禹曰く、「昌江山 岳州府の平江權の東南二里に在り、一名を魯德山といふ。魯肅嘗て兵を此に屯せしめ、後人之を徳として、因りて名づく」と。

75 〔三〕漢昌は、孫權傳 建安十五年に見ゆ（二）。

〔四〕横江將軍、一人、吳置く。

【補注】

80 〔一〕『三國志』周瑜傳に、「權 瑜を偏將軍に拜し、南郡太守を領せしむ。下雋・漢昌・劉陽・州陵を以て奉邑と爲し、屯して江陵に據らしむ」とある。

85 『三國志』吳主傳に、「十四年、瑜・仁、相ひ守ること歳餘、殺傷する所 甚だ衆し。仁城を委てて走る。權 瑜を以て南郡太守と爲す。劉備 權を表して行車騎將軍とし、徐州牧を領せしむ。備は荊州牧を領し、公安に屯す」とある。『三國志集解』吳主傳に、「公安は、今の湖北荊州府の公安縣の東北なり、蜀志 劉璋傳に見ゆ、……通鑑に、孫權 周瑜を以て南郡太守を領して江陵に屯據せしめ、程普 江夏太守を領して沙羨に屯し、呂範 彭澤太守を領し、呂蒙 尋陽令を領す。會 劉琦 卒し、權 備を以て荊州牧を領せしむ。周瑜 南岸の地を分けて以て備に給し、備 營を油口に立てて、名を公安に改む。權 妹を以て備に妻はす」とある。

90 〔二〕『三國志』吳主傳に、「十五年、豫章を分けて鄱陽郡を爲る。長沙を分けて漢昌郡を爲る。魯肅を以て太守と爲し、陸口に屯せしむ」とあり、『三國志集解』に、鄱陽郡について、「豫章郡は孫策傳に見え、鄱陽郡は前の建安八年に見ゆ」とある。漢昌郡について、「長沙は孫堅傳に見え、胡三省曰く、「鄱陽、今の饒州の地なり。沈約志 長沙郡に吳昌縣有り、漢末の漢昌なり。吳 名を更む。隋に至りて吳昌を廢して羅縣に入る……と」と。

錢大昕曰く、「是の時、長沙 劉備の據る所と爲る。建安十九年、權 始めて長沙三郡を得て、漢昌 仍りて長沙に併入し、別に郡を立てず」と。弼 按ずらく、魯肅傳に肅 建安二十二年

95 に卒すと。呂蒙傳に魯肅 卒するや、蒙 陸口に屯し、肅の軍 蒙に屬し、又 漢昌太守を拜すと。是 漢昌 未だ長沙に併入せざるなり。竹汀（錢大昕）の説は誤なり。

100 陸口について、「水經 江水注に、「江水 烏林の南を左に逕き、又 東し、右岸に蒲磯口を得、即ち陸口なり。水 下雋縣の西の三山溪より出で、蒲圻縣の北に入り、呂蒙城の西を逕く。昔 孫權 長沙・零・桂を征するとき、鎮せし所なり」と。寰宇記に、「蒲圻縣 流を沂ること八十里なり」と。謝鍾英曰く、「今の蒲圻縣の西北八十里に陸溪口あり」と。弼 按ずらく、是の年、周瑜 巴丘に卒し、魯肅 瑜に代はりて兵を領す。肅 初め江陵に住まり、後に下りて陸口に屯す。肅傳に見ゆ」とある。

105 ◆『三國志』卷五十五 程普傳

曹公を烏林に破り、又 進みて南郡を攻め、曹仁を走らしむ。裨將軍を拜し、江夏太守を領し、沙羨を治とし、四縣を食む。先に諸將より出で、普 最も年長なり。時人 皆程公と呼ぶ。性は施與を好み、士大夫に喜ばる。周瑜 卒するや、代はりて南郡太守を領す。權 荊州を分けて劉備に與ふるや、普 復た還りて江夏を領し、盪寇將軍に遷り、卒す。

110 ↓周瑜の死後（建安十五年）、程普が南郡太守となり（魯肅傳・程普傳）、その後、程普を江夏太守にもどし、吳の南郡太守を空席にした。いつ劉備に割讓した？ 魯肅の判断？

三、諸葛瑾の派遣時期

◆『資治通鑑』卷六十七 建安二十年

115 夏四月、操 陳倉ちやう自り散關に出でて河池に至る。氏王の竇茂 衆萬餘人もて險に恃みて服せず。五月、攻めて之を屠る。西平・金城の諸將たる麴演・蔣石ら共に韓遂の首を斬りて送る。初め、劉備 荊州に在るに、周瑜・甘寧ら數、孫權に蜀を取らんことを勸む。……備 關羽を留めて江陵を守らしめ、魯肅 羽と隣界す。羽 數、疑式を生ぜども、魯肅 常に歡好を以て之を撫す。備 已に益州を得るに及び、權 中司馬の諸葛瑾をして以て備に荊州の諸郡を求めしむ。備 許さずして曰く、「吾 方に涼州を圖らんとす。涼州 定まらば、乃ち盡く荊州を以て相與ふのみ」と。權曰く、「此れ假りて反さず、乃ち虚辭を以て歳を引かんと欲するなり」と。遂に長沙・零陵・桂陽の三郡の長吏を置く。

◆『三國志』卷四十七 吳主傳

125 十九年五月、權 皖城を征す。閏月、之に克ち、廬江太守の朱光及び參軍の董和、男女數萬口を獲たり。是の歳、劉備 蜀を定む。權 備の已に益州を得たる以て、諸葛瑾をして従り荊州の諸郡を求め

しむ。備許さずして曰く、「吾方に涼州を圖らんとす。涼州定まらば、乃ち盡く荊州を以て吳に與へんのみ」と。權曰く、「此れ假りて反さず、而して虚辭を以て歳を引かんと欲するなり」と。遂に南のかた三郡の長吏を置く。

↓諸葛瑾の派遣、三郡の長吏の派遣は、建安十九年？

130

◆『三國志』卷三十二 先主傳

十九年夏、雒城破れ、進みて成都を圍むこと數十日、璋出でて降る。……二十年、孫權先主の已に益州を得たるを以て、使を使はして報げ、荊州を得んと欲す。先主、「涼州を得るを須て。當に荊州を以て相與へん」と言ふ。權之に忿り、乃ち呂蒙を遣はして、襲ひて長沙・零陵・桂陽三郡を奪ふ。

135

↓使者の名が見えないが、派遣されたのは、建安二十年？

◆『三國志』卷五十二 諸葛瑾傳

魯肅らと並びて賓待せられ、後に權の長史と爲り、中司馬に轉ず。建安二十年、權瑾を遣はし、蜀に使用して好を劉備に通ぜしむ。其の弟たる亮と、に公會相見するも、退きて私面すること無し。

140

↓諸葛瑾の派遣は、建安二十年

四、曹操の動向

145 ◆『資治通鑑』卷六十七 建安二十年

關羽盡く之を逐ふ。權大いに怒り、呂蒙を遣はして兵二萬を督して以て三郡を取らしむ。蒙書を長沙・桂陽に移すに、皆風に望みて歸服す。……會魏公操將に漢中を攻めんとするを聞き、劉備益州を失なふことを懼れ、使を使はして和を權に求む。權諸葛瑾をして命を報げしめ、更めて尋いで盟好す。遂に荊州を分け、湘水を以て界と爲す。長沙・江夏・桂陽以東もて權に屬せしめ、南郡・零陵・武陵以西もて備に屬せしむ。諸葛瑾毎に使を奉りて蜀に至り、其の弟たる亮と但だ公會相見するのみ、退きて私面すること無し。秋七月、魏公操陽平に至る。張魯漢中を擧げて降らんと欲す。

150

◆『通鑑考異』卷三

備傳に、「曹公漢中を定むるや」と云ふ。孫權傳に、「漢中に入るや」と云ふ。按ずるに操七月を以て漢中に入れども、備未だ應ぜず、即ち之を聞くのみ。而して八月權已に合肥を攻む。蓋し曹公の兵始めて漢中に向かはんと欲するや、即ち兵を引き還るのみ。

155

◆『三國志』先主傳

權之に忿り、乃ち呂蒙を遣はして、襲ひて長沙・零陵・桂陽三郡を奪はしむ。先主兵五萬を引きて、公安に下り、關羽をして益陽に入らしむ。是の歳、曹公漢中を定むるや、張魯巴西に遁走す。先主之を聞きて、權と連和す。荊州を分けて江夏・長沙・桂陽もて東に屬せしむ。南郡・零陵・武陵もて西に屬せしむ。軍を引きて、江州に還る。

160

↓劉備が荊州から引いたのは、曹操が漢中を平定した後？

165 ◆『三國志』卷四十七 吳主傳

未だ戦はざるに、會曹公漢中に入る。備益州を失はんことを懼れ、使を使はして和を求めしむ。權諸葛瑾をして報げしめ、更めて尋いて盟好す。遂に荊州を分け、長沙・江夏・桂陽以東もて權に屬せしむ。南郡・零陵・武陵以西もて備に屬せしむ。備歸るや、而して曹公已に還る。權陸口自り反り、遂に合肥を征す。合肥未だ下らざるに、軍を徹きて還る。

170

↓劉備が荊州から引いたのは、曹操が漢中に入ったとき？

◆『三國志』卷一 武帝紀 建安二十年

夏四月、公陳倉自り以て散關に出で、河池に至る。氏王たる竇茂衆萬餘人もて險に待みて服せず。五月、公攻めて之を屠る。西平・金城の諸將たる麴演・蔣石ら共に韓遂の首を斬りて送る。秋七月、公陽平に至る。……八月、孫權合肥を圍み、張遼・李典之を撃破す。

175

↓『資治通鑑』は、武帝紀の五月と七月の間に、月が不明な單刀會の記事を挿入している

